主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中八〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人青木孝の上告趣意は、憲法三一条違反をいうが、実質は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、被告人本人の上告趣意のうち、憲法三三条違反をいう点は、アメリカ合衆国軍隊憲兵のした逮捕手続の違法を主張するのみで、原判決の論難を含むものではなく、その余は、判例違反をいう点もあるが、実質は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、以上すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、いまだ同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年一二月六日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	大	隅	健一	郎
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸		盛	_
裁判官	岸	上	康	夫